

平成27年度に実施した政策（政策手段一覧）

政策手段一覧（政策分野名：6. 力強く持続可能な農業構造の実現に向けた担い手の育成・確保等）

No	政策手段 （開始年度）	上段：予算の状況＜減収見込額＞ 下段：（執行額）/（＜減収額＞）（百万円）			関連する 指標	政策手段の概要・実績	平成28年度 行政事業 レビューシート 事業番号
		H25年度	H26年度	H27年度			
(1)	農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成18年）	—	—	—	(1)-①-(ア)	米穀、麦その他の重要な農産物に係る農業の担い手に対し、農業収入の減少がその農業経営に及ぼす影響を緩和するための交付金を交付。 上記の交付金を交付し、農業経営の安定を図ることにより、担い手の育成・確保に寄与した。	—
(2)	農業経営基盤強化促進法（昭和55年）	—	—	—	—	自ら農業経営の改善を計画的に進めようとする認定農業者、新たに農業経営を営もうとする認定就農者、農用地の利用集積を行う特定農業法人・特定農業団体を育成する等により、望ましい農業構造の実現に向けた農業の構造改革を推進し、農業の健全な発展に寄与した。	—
(3)	独立行政法人農業者年金基金法（平成14年）	—	—	—	—	（独）農業者年金基金において農業者の老齢について必要な年金等の給付の事業を行う。 農業者年金事業を実施し、農業者の老後の生活の安定及び福祉の向上を図ることにより、担い手の確保に寄与した。	—
(4)	天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法（昭和30年）	—	—	—	—	天災によって被害を受けた農林漁業者等に対し、農林漁業の経営等に必要な低利の経営資金等の融通を円滑にするため、国が地方公共団体に対し利子補給等を実施。 農林漁業者等の負担軽減や民間資金を有効活用することにより、農林漁業者等の資金需要に応じた資金調達の円滑化に寄与した。	—

No	政策手段 (開始年度)	上段:予算の状況<減収見込額> 下段:(執行額)/(＜減収額＞)(百万円)			関連する 指標	政策手段の概要・実績	平成28年度 行政事業 レビューシート 事業番号
		H25年度	H26年度	H27年度			
(5)	農業改良資金融通法 (昭和31年)	—	—	—	—	生産・加工・販売分野でチャレンジ性のある取組を行う農業者等に無利子の資金を貸し付ける日本政策金融公庫に対して、利子補給を実施。 生産・加工・販売分野でチャレンジ性のある取組を行う農業者等に対して、株式会社日本政策金融公庫が無利子の資金を貸し付けることにより、担い手への資金調達の円滑化に寄与した。	—
(6)	農業近代化資金融通法 (昭和36年)	—	—	—	—	農業者等に対し、民間金融機関が行う長期・低利の農業近代化資金の融通を円滑にするため、国が農林中央金庫に利子補給を実施。 農業者等に対し、長期かつ低利の施設資金等の融通が円滑に行われるよう措置することにより、担い手への資金調達の円滑化に寄与した。	—
(7)	農業信用保証保険法 (昭和36年)	—	—	—	—	農業近代化資金その他農業経営に必要な資金の融通を円滑にするため、民間金融機関の農業者等に対する貸付けに係る債務保証等を実施。 農業信用基金協会が債務保証等を行うことにより、担い手への資金調達の円滑化に寄与した。	—
(8)	株式会社日本政策金融公庫法 (平成19年)	—	—	—	—	農林水産業者の資金調達を支援するための金融及び大規模な災害、テロリズム若しくは感染症等による被害(危機)に対処するために必要な金融等を実施。 農林漁業者の経営改善を支援するため、長期かつ低利の資金を融通、また、危機の際に指定金融機関からの融資が円滑に行われるよう措置することにより、担い手への資金調達の円滑化に寄与した。	—
(9)	農業災害補償法 (昭和22年)	—	—	—	—	農業災害補償法に基づく農業災害補償制度の適切な運用を通じた災害による損失の合理的な補填等を実施。 農業災害補償法に基づく、農業災害補償制度を適切に運用することにより、共済金の早期支払を通じた被災農業者の経営安定に寄与した。	—

No	政策手段 (開始年度)	上段:予算の状況<減収見込額> 下段:(執行額)/(＜減収額＞)(百万円)			関連する 指標	政策手段の概要・実績	平成28年度 行政事業 レビューシート 事業番号
		H25年度	H26年度	H27年度			
(10)	人・農地問題解決加速化支援事業 (平成23年度) (主)	1,109 (739)	1,393 (779)	467 (306)	(1)-①-(ア)	地域の農業者の徹底した話し合いにより、農地集積の方向、地域農業の将来の在り方について明確にしていく「人・農地プラン」の作成・見直しを支援し、農業の競争力・体質強化に寄与した。	0076
(11)	担い手経営発展支援事業 (平成27年度) (主)	—	—	452 (396)	(1)-①-(ア)	集落営農の組織化・農業経営の法人化等の取組、農業者が「新たな農業経営指標」を活用して経営の自己点検を行う取組、経営継承に関する普及・啓発や専門家による相談・指導体制の整備による担い手の経営継承の取組に寄与した。	0088
(12)	経営体育成支援事業 (平成23年度) (主)	7,958 (7,782)	32,478 (30,630)	47,073 (33,026)	(1)-②-(ア)	適切な人・農地プランに位置付けられた中心経営体等が経営規模の拡大や経営の多角化を図るために必要な農業用機械の整備等を支援。 経営規模の拡大や経営の多角化を図るために必要な農業用機械の整備等を支援することにより、中心経営体等による農業経営の育成・確保に寄与した。	0075
(13)	新規就農・経営継承総合支援事業 (平成24年度) (主)	34,847 (34,754)	35,332 (25,324)	21,449 (17,346)	(1)-②-(ア)	青年の就農意欲の喚起と就農後の定着を図るため、就農前後の青年就農者への給付金の給付、農業法人の雇用就農の促進、地域農業のリーダー人材の層を厚くする農業経営者教育の強化を支援。 総合的な支援により、青年新規就農者の増加に寄与した。	0078
(14)	青年等就農資金 (平成26年度) (主)	—	189 (120)	271 (141)	(1)-②-(ア)	新たな農業経営を営もうとする青年等を対象に、農業経営を開始するために必要な資金を長期・無利子で貸し付けることにより、将来の農業者となる人材の育成・確保に寄与した。	0083

6手段－3

No	政策手段 (開始年度)	上段: 予算の状況<減収見込額> 下段: (執行額)/(<減収額>)(百万円)			関連する 指標	政策手段の概要・実績	平成28年度 行政事業 レビューシート 事業番号
		H25年度	H26年度	H27年度			
(15)	輝く女性農業経営者育成事業 (平成26年度) (主)	—	76 (73)	120 (116)	(2)-①-(ア)	意欲ある女性農業経営者向けの消費者への直接販売や商談会出展等の実践型研修により、農業経営や農村に変革をもたらす次世代リーダーのビジネス発展を支援。また、「農業女子プロジェクト」等を通じた女性農業者の取組の広く社会に向けた発信や地域における展開の拡大に向けネットワークを強化するとともに、女性の活躍推進に取り組む農業法人等の認定・表彰を実施。これらの支援により女性農業者の活躍促進に寄与した。	0084
(16)	農業共済事業事務費負担金 (昭和22年度) (主)	38,585 (38,585)	38,525 (38,525)	38,425 (38,425)	—	農業共済事業の迅速、適正かつ円滑な実施を確保するため、その実務を行っている農業共済団体に対し、事業運営に係る人件費等の基幹的経費を交付。 農業共済事業を迅速、適正かつ円滑に実施し、共済金の早期支払を行うことにより被災農業者の経営安定に寄与した。	0063
(17)	被害農家営農資金利子補給等補助金 (昭和28年度) (主)	5 (-)	4 (-)	8 (-)	—	天災による被害農林漁業者等に対し、融資機関が貸し付けた経営資金等について地方公共団体が行う利子補給に要する経費に対する補助。 農林漁業者等の負担軽減や民間資金を有効活用することにより、農林漁業者等の資金需要に応じた資金調達の円滑化に寄与した。	0064
(18)	農林年金給付事業 (昭和33年度) (主)	1,344 (1,344)	4,317 (3,812)	909 (909)	—	農協、漁協、土地改良区等の農林漁業団体の役職員を対象とした年金制度である農林漁業団体職員共済組合(農林年金)制度の安定的な運営を図るため、農林年金の年金給付費等について他の被用者年金制度と同様に補助。 平均月額1万円の農林年金の確実な給付により、現在及び将来における74万人余の年金受給権者の老後の生活の安定に寄与した。	0065
(19)	農業近代化資金利子補給金 (昭和41年度) (主)	2 (2)	2 (2)	5 (1)	—	担い手の資金調達を円滑にするため、農林中央金庫が農業近代化資金を融通する際に、国が農林中央金庫に利子補給金を交付。 経営意欲のある農業者等に対し、施設整備等のための資金(農業近代化資金)を低利で融通することにより、担い手への資金調達の円滑化に寄与した。	0066

No	政策手段 (開始年度)	上段:予算の状況<減収見込額> 下段:(執行額)/(＜減収額＞)(百万円)			関連する 指標	政策手段の概要・実績	平成28年度 行政事業 レビューシート 事業番号
		H25年度	H26年度	H27年度			
(20)	特定地域経営支援対策事業 (昭和51年度) (主)	1,379 (1,350)	1,027 (984)	732 (705)	—	北海道におけるアイヌ農林漁家の所得及び生活水準の向上並びに沖縄県における意欲ある多様な経営体の育成に必要な施設・機械等の整備を支援。 北海道におけるアイヌ農家の経営の改善及び沖縄県における農業経営の規模拡大や多角化・複合化等に取り組む際に必要な施設・機械等の整備を支援することにより、担い手の育成・確保に寄与した。	0067
(21)	人権問題啓発事業 (平成9年度) (主)	20 (18)	19 (17)	17 (16)	—	農林漁業団体の職員等を対象に実施する人権問題に関する研修会等の開催や各種資料作成・配布などの啓発活動を支援。 農業を振興する上で阻害要因となっている広範な人権問題の解消を図るための啓発を行い、活力ある地域農業を確立することにより、担い手の育成・確保に寄与した。	0068
(22)	農業者年金事業 (平成15年度) (主)	121,582 (121,402)	120,584 (120,360)	120,834 (120,634)	—	①旧制度(農業者年金基金法の一部を改正する法律(平成13年法律第39号)による改正前の制度)の受給者等に対し年金等を給付、②農業者年金基金法(平成14年法律第127号)に基づき、認定農業者等の意欲ある農業者の負担軽減を図るため、保険料の一部を助成し、助成分の保険料は特例付加年金の給付に充てるために積立。 農業者年金事業を実施し、農業者の老後の生活の安定及び福祉の向上を図ることにより、担い手の確保に寄与した。	0069
(23)	独立行政法人農業者年金基金運営費 (平成15年度) (主)	3,320 (3,320)	3,467 (3,467)	3,441 (3,441)	—	独立行政法人農業者年金基金が年金給付等の諸業務を円滑かつ的確に実施するために必要な経費を交付。 農業者年金事業を実施し、農業者の老後の生活の安定及び福祉の向上を図ることにより、担い手の確保に寄与した。	0070
(24)	株式会社日本政策金融公庫農林水産業者向け業務 (平成20年度) (主)	17,000 (17,000)	17,466 (8,186)	16,335 (14,737)	—	日本政策金融公庫が農林水産業者に長期・低利の資金を融通する際に必要となる貸倒引当金などのコストを補給金として交付。 財政措置によって政策的に日本公庫の貸付利率を引き下げ、長期かつ低利の資金を融通するとともに、被災農業者の復旧の取組みに必要な資金の金利を引き下げることにより、担い手への資金調達の円滑化に寄与した。	0071

No	政策手段 (開始年度)	上段:予算の状況<減収見込額> 下段:(執行額)/(＜減収額＞)(百万円)			関連する 指標	政策手段の概要・実績	平成28年度 行政事業 レビューシート 事業番号
		H25年度	H26年度	H27年度			
(25)	株式会社日本政策金融公庫危機 対応円滑化業務 (平成20年度) (主)	117 (110)	122 (108)	127 (113)	—	日本政策金融公庫が行う危機対応円滑化業務の円滑な運営に資するための経費に対する補助金等の交付。 日本政策金融公庫が指定金融機関に対して資金の貸付け、リスクの一部補填(損害担保)及び利子補給金を交付することにより、担い手への資金調達の円滑化に寄与した。	0072
(26)	農業経営基盤強化資金利子助成 金等交付事業 (平成22年度) (主)	6,861 (6,367)	7,242 (6,438)	7,261 (6,040)	—	スーパーL資金等の金利負担軽減措置のため、国が(公財)農林水産長期金融協会に補助金を交付し、当該協会が利子助成金を借入農業者等へ交付。 意欲ある農業者等の経営改善を金融面から支援するため、金利負担の軽減を図るとともに、被災農業者の復旧の取組みに必要な資金の金利を引き下げることにより、担い手への資金調達の円滑化に寄与した。	0073
(27)	農業改良資金利子補給金 (平成22年度) (主)	681 (624)	591 (543)	532 (448)	—	農業者等が生産・加工・販売分野でチャレンジ性のある新たな取組を行う場合に必要な資金を無利子で貸付けできるよう利子補給を実施。 生産・加工・販売分野でチャレンジ性のある新たな取組を行うのに必要な資金を無利子で貸付けできるよう国が日本政策金融公庫に利子補給を実施することにより、担い手への資金調達の円滑化に寄与した。	0074
(28)	農業経営改善利子補給金等交付 事業 (平成23年度) (主)	51 (34)	42 (30)	39 (27)	—	担い手が必要とする短期運転資金を低利で融通するため、基金協会が貸付原資として借り入れた借入金に対し利子補給金を交付。 民間金融機関と都道府県農業信用基金協会(基金協会)との協調融資方式により、民間金融機関が低利で資金を供給できるようにすることにより、担い手への資金調達の円滑化に寄与した。	0077
(29)	経営所得安定対策等 (平成25年度) (主、関連:27-9)	671,988 (546,750)	641,138 (521,462)	701,907 (660,267)	—	経営所得安定対策(旧:戸別所得補償)については、産業政策の観点から見直しを行い、米の直接支払交付金や米価変動補填交付金について、26年度から半額にした上で、29年度までの時限措置とする一方、畑作物の直接支払交付金(ゲタ)及び米・畑作物の収入減少影響緩和対策(ナラシ)を引き続き実施。 上記交付金を交付することにより、米・麦・大豆等の土地利用型農業の経営体の経営の安定に寄与した。	0095

No	政策手段 (開始年度)	上段: 予算の状況<減収見込額> 下段: (執行額)/(<減収額>)(百万円)			関連する 指標	政策手段の概要・実績	平成28年度 行政事業 レビューシート 事業番号
		H25年度	H26年度	H27年度			
(30)	消費税転嫁等円滑化事業 (平成25年度) (主)	30 (30)	27 (7)	17 (7)	—	消費税率の引上げについての農林漁業者等に対する普及啓発及び消費税の転嫁状況の調査等を支援。 消費税転嫁等円滑化事業を実施し、農林漁業者等が消費税を円滑かつ適正に転嫁しやすい環境を整備することにより、担い手の育成・確保に寄与した。	0080
(31)	収入保険制度検討調査費 (平成26年度) (主)	—	321 (234)	456 (305)	—	収入保険制度の導入に向けた検討を進めるため、以下の調査を実施 ・保険料や保険金等の水準設定などに必要な過去の農業者の収入データの収集 ・制度の実施方法等を検証するための事業化調査(フィージビリティスタディ)の実施 等	0081
(32)	農業界と経済界の連携による先端モデル農業確立実証事業 (平成26年度) (主)	—	250 (250)	332 (295)	—	農業法人と先端技術を有する経済界の企業等が連携して行う先端モデル農業の確立に向けた取組を支援し、農業界と経済界の新たな連携を創出するとともに、事業により得られた効果を広く普及することにより、農業の競争力強化に寄与した。	0082
(33)	農業共済再保険事業 (昭和22年度) (主)	64,036 (40,556)	62,857 (41,504)	57,960 (40,959)	—	・農作物共済、家畜共済、果樹共済、畑作物共済及び園芸施設共済の共済掛金国庫負担金の農業共済組合連合会等への交付。 ・再保険金の農業共済組合連合会等への支払。 ・家畜共済損害防止事業交付金の農業共済組合連合会等への交付。 異常災害時における再保険金の迅速かつ円滑な支払を行うこと等により、共済金の早期支払を通じた被災農業者の経営安定に寄与した。	0091
(34)	担い手育成農地集積資金利子補給金 (平成22年度) (主)	276 (226)	327 (267)	482 (290)	—	農業生産基盤整備等の事業に係る農家負担分を日本政策金融公庫が無利子で貸し付けた場合に、所要額を利子補給。 農業生産基盤整備等の事業を契機に一定以上の農地集積を図る農業者に対し、農家負担額の一部を無利子融資する日本政策金融公庫に国が利子補給を行うことにより、担い手への資金調達の円滑化に寄与した。	0092

No	政策手段 (開始年度)	上段:予算の状況<減収見込額> 下段:(執行額)/(＜減収額＞)(百万円)			関連する 指標	政策手段の概要・実績	平成28年度 行政事業 レビューシート 事業番号
		H25年度	H26年度	H27年度			
(35)	農業信用保証保険基盤強化事業 (平成27年度) (主)	—	—	280 (-)	—	農業経営が悪化した農業者の経営の維持・再生に必要な資金の融通を図るため、(独)農林漁業信用基金が行う負債整理関係資金の保険引受に係る財務基盤を強化するための資金を交付するとともに、被災農業者の経営再建に必要となる農業近代化資金の借入れについて、都道府県農業信用基金協会の債務保証に係る保証料を貸付当初5年間免除するための資金を交付することにより、担い手への資金調達の円滑化に寄与した。	0089
(36)	外国人技能実習生受入機関適正化支援事業 (平成27年度) (主)	—	—	11 (11)	—	農業の技能実習の円滑かつ適正な実施を推進するため、民間団体が行う①監理団体及び実習実施機関(農家・農業法人)を対象とした、制度に係る法令等についての研修会の開催、②監理団体及び実習実施機関が技能実習生を受け入れるに当たっての相談・助言及び情報提供活動、③監理団体及び実習実施機関の受入実態を調査し、調査結果の分析及び優良事例の取りまとめに対して支援し、力強く持続可能な農業構造の実現に向けた担い手の育成・確保等に寄与した。	0090
(37)	担い手経営発展支援金融対策 (平成27年度) (主)	—	—	9,955 (9,955)	—	TPP協定の大筋合意を契機に、人・農地プランの中心経営体として位置付けられた認定農業者等が新たに攻めの経営展開のために借り入れるスーパーL資金について、貸付当初5年間の金利負担を軽減する措置を講じるとともに、当該措置を受ける者のうち十分な担保提供ができない者に対する融資の円滑化を図るため、実質無担保・無保証人で貸し付ける措置を講じることにより、担い手への資金調達の円滑化に寄与した。	0085
(38)	担い手確保・経営支援強化事業 (平成27年度) (主)	—	—	300 (211)	(1)-②-(ア)	適切な人・農地プランが作成され、それに基づき、農地中間管理機構を活用して農地の集積・集約化を進めている地域において、売上高の拡大や経営コストの縮減などの経営発展に意欲的に取り組む中心経営体等が必要とする農業用機械や施設の整備等を支援。 経営発展に必要な農業用機械や施設の整備等を支援することにより、意欲ある農業者の育成・確保に寄与した。	0086

No	政策手段 (開始年度)	上段: 予算の状況<減収見込額> 下段: (執行額)/(＜減収額＞)(百万円)			関連する 指標	政策手段の概要・実績	平成28年度 行政事業 レビューシート 事業番号
		H25年度	H26年度	H27年度			
(39)	農業法人経営発展支援投資育成事業 (平成27年度) (主)	—	—	1,000 (1,000)	—	攻めの経営展開に取り組む農業法人の財務基盤の強化を図り、その経営発展を支援するため、農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法に基づき、農業法人に対する投資育成事業を行う投資主体(株式会社又は投資事業有限責任組合)の出資原資を日本公庫が出資するのに必要な額を、国が日本公庫へ出資金として交付することにより、担い手への資金調達の円滑化に寄与した。	0087
(40)	稲作農業の体質強化緊急対策事業 (平成26年度) (主)	—	17,269 (5,002)	2,735 (2,589)	—	米価下落の中でも営農を継続していけるよう、稲作農業の体質強化を図るため、稲作農業者の生産コスト低減に向けた取組計画の作成と計画に基づく生産コスト低減の取組実施を支援した。これにより、担い手等の米の生産コスト低減に向けた取組の推進に寄与した。	0093
(41)	被災農家営農再開緊急対策事業 (平成27年度) (主)	—	—	85 (62)	—	台風第18号の影響により平成27年産米を保管していた倉庫等が浸水し、米が出荷できなかった農家の営農再開の準備に必要な経費の一部を支援することにより、茨城県及び栃木県における担い手等の営農再開と経営安定に寄与した。	0094
(42)	農業経営基盤強化準備金及び農用地等を取得した場合の課税の特例[所得税・法人税: 租税特別措置法第24条の2、第24条の3、第61条の2、第61条の3、第68条の64、第68条の65] (平成19年度)	<8,673> (<9,715>)	<8,577> (<7,626>)	<8,723> (<調査中>)	—	経営所得安定対策等の交付金を準備金として積み立てた場合、積立相当額を必要経費(損金)に算入することができる。 当該交付金及び準備金により農業用固定資産等(農用地、農業用機械等)を取得した場合、圧縮記帳して必要経費(損金)に算入することができる。 農業経営の基盤を強化するための農業用固定資産の取得を支援することにより、担い手の育成・確保に寄与した。	—

No	政策手段 (開始年度)	上段: 予算の状況<減収見込額> 下段: (執行額)/(<減収額>)(百万円)			関連する 指標	政策手段の概要・実績	平成28年度 行政事業 レビューシート 事業番号
		H25年度	H26年度	H27年度			
(43)	特定住宅地造成事業等のために 土地等を譲渡した場合の譲渡所得 の特別控除[所得税・法人税: 租税 特別措置法第34条の2第2項第14 号、第65条の4第1項第14号、第68 条の75] (昭和49年度)	(農協系統) (所得税につ いては、特別 控除額の見 込額を記載) <127> (<15>) (法人税) <4> (<3>)	(農協系統) (所得税につ いては、特別 控除額の見 込額を記載) <83> (<180>) (法人税) <5> (<3>)	(農協系統) (所得税につ いては、特別 控除額の見 込額を記載) <95> (<調査中>) (法人税) <4> (<調査中>)	—	組合員等の有する土地について、土地利用に関する国等の計画に適合した計画に従って行われるものであること等の要件の下で農業協同組合法に規定する宅地等供給事業の用に供するために譲渡した場合、その譲渡所得金額から1,500万円を控除することができる。 本措置により、都市近郊農地の開発利用が進む中で、農協等が農業上の土地利用に留意した計画的な土地利用を推進し、無計画な農地等の壊廃を防止し、農業と他目的利用とが調和した土地利用の推進に寄与した。	—
(44)	保険会社等の異常危険準備金[法 人税: 租税特別措置法第57条の 5、第68条の55] (昭和28年度)	<14,088> (<11,746>)	<10,305> (<10,437>)	<10,001> (<調査中>)	—	共済連が毎年度積み立てる異常危険準備金の一定額を損金に算入することができる。 異常危険準備金を積み立てて財務基盤を確保することで、大地震等通常の危険率を超える損害が発生した場合に、共済連が農業者等に円滑かつ確実に共済金を支払うことが可能となり、農業者の生活の再建が円滑に進むことによる農業経営の維持に寄与した。	—
(45)	中小企業等の貸倒引当金の特例 [法人税: 租税特別措置法第57条 の10、第68条の59] (昭和41年度)	(農協系統) <3,919> (<2,822>)	(農協系統) <2,237> (<2,421>)	(農協系統) <2,092> (<調査中>)	—	農業協同組合等の貸倒引当金について、繰入限度額を12%増しとすることができる。 天候等の影響を受け易く貸し倒れが不均衡に発生する農業融資の特性を踏まえ、本措置により農協の財務基盤を高めることにより貸付に係るリスク担保力を強化し、農業・農村分野における金融機能の維持・強化が図られ、担い手への資金調達の円滑化に寄与した。	—
(46)	農林中央金庫等の合併に係る課税 の特例[法人税: 租税特別措置法 第68条の2] (平成13年度)	(農協系統) <285> (<1,157>)	(農協系統) <228> (<0>)	(農協系統) <70> (<調査中>)	—	農協等の合併について、簿価による合併が認められる要件の一部を緩和し、①事業の関連があること、②事業継続されること、③従業員の8割以上が合併後も従事することが見込まれることを満たせば「適格合併」として簿価での合併ができる。 本措置により、農協等の合併を促進することにより、農協系統組織の効率化及び経営の健全性の確保に寄与した。	—

No	政策手段 (開始年度)	上段:予算の状況<減収見込額> 下段:(執行額)/(＜減収額＞)(百万円)			関連する 指標	政策手段の概要・実績	平成28年度 行政事業 レビューシート 事業番号
		H25年度	H26年度	H27年度			
(47)	特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例[法人税:租税特別措置法第66条の11、第68条の95、同施行令第39条の22第2項第11号] (農業信用基金協会:昭和50年度)	<184> (＜36＞)	<128> (＜29＞)	<116> (＜調査中＞)	—	農業信用基金協会に設置された債務保証業務に係る基金に充てるための負担金を法人が支出した場合は、当該負担金を法人税における所得の金額の計算上損金の額に算入することができる。 法人の税負担が軽減され、円滑な基金造成が図られることにより、担い手への資金調達の円滑化に寄与した。	—
(48)	農業信用基金協会が受ける抵当権の設定登記等の税率の軽減[登録免許税:租税特別措置法第78条第2項] (昭和48年度)	<631> (＜639＞)	<580> (＜492＞)	<539> (＜調査中＞)	—	農業者等が融資機関からの資金の借入に際し、農業信用基金協会から債務保証を受け、同協会の債権を担保するために設定する抵当権の設定登記に係る登録免許税の税率を軽減(4/1,000 → 1.5/1,000)。 農業信用基金協会の債務保証を利用する際の負担を軽減することにより担い手への資金調達の円滑化に寄与した。	—
(49)	農業協同組合等が取得した共同利用機械等に係る特例措置[固定資産税:地方税法349条の3第4項] (昭和49年度)	<40> (＜-＞)	<21> (＜21＞)	<20> (＜調査中＞)	—	農業協同組合、中小企業等協同組合等が取得した農林漁業者又は中小企業の共同利用に供する機械及び装置について、課税標準について3年度分に限り価格の1/2とすることができる。 減税措置により共同利用供する機械等の設置・利用が促進され、担い手等の過剰投資を避け、経営の改善に寄与した。	—
(50)	農業協同組合等が一定の貸付けを受けて、共同利用する施設を取得した場合の課税標準の特例[不動産取得税:地方税法附則第11条第12項] (昭和30年度)	<162> (＜175＞)	<178> (＜143＞)	<177> (＜調査中＞)	—	日本政策金融公庫(沖縄県においては沖縄振興開発金融公庫資金)又は農業近代化資金の貸付けを受けて取得する共同利用施設については、不動産取得税の課税標準の算定において、取得価格に対する貸付金額の割合を控除することができる(控除額の上限は価格の1/2)。 減税措置により共同利用施設の設置・利用が促進され、担い手等の過剰投資を避け、経営の改善に寄与した。	—